

地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（昭二二法一六九・昭二五法一四三・昭二六法二〇三・昭二七法三〇六・昭三一法一四七・昭三二法一四五・昭三二法一五四・昭三三法八七・昭三五法四二・昭三五法九三・昭三五法一五〇・昭三七法一〇九・昭三八法五四・昭三八法九九・昭三九法一三三・昭三九法一六九・昭四五法一一九・昭五〇法九・平元法七三・平三法一〇二・平九法一一二・平一一法一〇七・平一二法五一・平一四法四八・平一六法五三・平一六法八五・平一六法一一二・平一七法一一三・平二一法四一・平二四法三一・一部改正）